

令和元年度
第5回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和元年8月9日開会

高松市農業委員会

令和元年度第5回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和元年8月9日（金）午後2時開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 19人

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 4番 佃 俊子
- 5番 上砂 正義
- 6番 太田 政美
- 7番 高砂 清一（会長職務代理者第2）
- 8番 横井 豊
- 9番 森口 憲司
- 10番 三好 義光
- 11番 赤松 貞廣
- 13番 橋本 修
- 14番 佃 光廣
- 17番 花澤 均
- 19番 兔子尾紀夫（会長職務代理者第1）
- 20番 森 吉朝
- 21番 宮武 正明
- 22番 橋田 行子
- 23番 神内 茂樹
- 24番 古川 浩平

欠席委員 5人

- 3番 佐竹 博巳
- 12番 谷口 勝幸
- 15番 富本 正樹
- 16番 妹尾 嘉起
- 18番 原田 和幸

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課長 川西 好春
- 農政課長補佐 西谷 茂浩
- 農地係長 多田 利浩
- 農政管理係長 浮田 政宏
- 副主 幹 中野 清作
- 主 査 田山 元太
- 主任主事 古免 範彰
- 主任主事 三好 順子

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

（特別議案）

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（特別議案）

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第9号 非農地証明願について

議案第10号 農地改良に係る届出について

議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

報 告1 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

報 告2 「かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動」要領について

議 長(会長) ただ今から令和元年度第5回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

現在の出席委員は24人中17人で、定例総会は成立しております。

欠席委員は、佐竹委員、谷口委員、富本委員、妹尾委員及び原田委員の5人です。

なお、三好委員、橋本委員からは、少し遅れるとの連絡を受けております。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は8番横井委員及び9番森口委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山主査 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書1ページをお開きください。

1番・2番は、第三者が転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権9番のとおりです。

3番・4番は、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

5番は、賃借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

6番は、貸人及び第三者が転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第4条第1項の規定による許可申請13番及び農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借4番のとおりです。

7番は、貸付先を変更するため香川県農地機構を介した農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

8番は、貸人が公共事業による用地買収のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

9番は、貸付先を変更するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

議案書2ページをお開きください。

1 番は、貸人の事情により返還を受けたものです。

2 番・3 番は、貸人が自ら耕作するため香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたものです。

4 番は、借人が健康上の理由により返還したものです。

5 番は、借人が労力不足のため返還したものです。

6 番は、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請所有権 17 番のとおりです。

7 番も、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請所有権 23 番のとおりです。

8 番は、貸人が自ら耕作するため返還を受けたものです。

9 番は、公共事業による用地買収のため返還を受けたものです。

以上、議案第 1 号 ア 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 9 件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について 9 件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第 1 号は通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第 1 号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中野副主幹 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書 3 ページをお開きください。

1 番は、平成 29 年 5 月 22 日付けで貸事務所用地として転用許可を受けていましたが、事務所 2 棟のうち、1 棟を平屋建から 2 階建に変更し、併せて工事期間も延長するため許可後の事業計画変更申請をするものです。

以上、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について 1 件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

——三好委員入室——

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第 2 号については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第 2 号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を調査委員の高砂委員より報告をお願いいたします

高砂委員 現地調査委員の高砂です。今回の特別現地調査委員は、横井委員、森口委員と私の3名で8月8日に現地調査を実施しました。

今回の農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案のうち、2番及び特別議案5条許可申請使用貸借1番と一体利用する4番は、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきましては、現地調査委員を代表して横井委員から報告をお願いします。

横井委員 現地調査委員の横井です。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申し上げます。

それでは、別紙の4条特別議案書を御覧ください。

1番の申請地は、高松市立中央小学校南東800メートルに在り、ホームセンターを経営する法人への貸店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、国道11号線に面し集客が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、香川県内場ダム南2.5キロメートルに在り、太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、周辺の大半が山林の第2種農地に区分されますが、申請地は接道が悪く通作不便なため大型農業機械が進入することが困難で、農地として維持管理することができないため有効利用し生活の糧を得る目的で太陽光発電を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成28年8月に農用地区域からの除外申請済みで、資金計画も妥当であり、令和元年6月20日付けで再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系にかかる申込も同年6月26日に受付けされており、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、JR予讃線鬼無駅南東700メートルに在り、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西200メートルに県道衣掛・郷東線、東500メートルに県道檀紙・鶴市線が在り交通の利便性が

良く、平成 30 年 10 月 29 日付けで転用者が共同住宅用地として許可を得、本年 7 月 8 日付けで工事完了届の提出された宅地の北側に接続するもので、事業効率が良く、周辺は宅地化が進み住環境の良い地域であり、また、県道檀紙・鶴市線沿線には商業施設、企業も多数存在し共同住宅への入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、南側隣接宅地の一部を進入路として利用しなければならぬことから、許可済地全体を再度今回の開発区域に含め申請するもので、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 2,019.65 平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4 番の申請地は、高松市立国分寺南部小学校南 600 メートルに在り、太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、申請者は町外に住所があり通作不便で、労力不足により農地の耕作を断念し、資産運用のため土地の有効利用として太陽光発電設備を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、平成 30 年 9 月 10 日付けで再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系にかかる契約も同年 3 月 20 日に締結されており、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。特別議案 5 条許可申請使用貸借 1 番と関連し一体利用するもので、合計面積が 4,213 平方メートルです。

以上、議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の特別議案 4 件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第 3 号については、許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中野副主幹 議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案について

御説明申しあげます。

議案書4ページを御覧ください。

1番は、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成20年11月に造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請者は高齢により耕作が不可能で、将来の安定した収入を確保するため太陽光発電設備を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、平成31年2月18日付けで再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が359.48平方メートル有ります。

4番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和58年ごろに造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成元年ごろに造成・建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が574.07平方メートル有ります。

6番は、露天貸駐車場拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が371平方

メートル有ります。

7番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が195平方メートル有ります。

8番は、非農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅・車庫を建築する際宅地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和64年1月に造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が236.61平方メートル有ります。

9番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

10番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は実家に隣接しているため利便性が良く、現在同居している子供たちも成長し手狭になったため住宅を建築するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成18年ごろに造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が28.48平方メートル有ります。

——橋本委員入室——

議案書5ページを御覧ください。

13番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、納屋を建築する際宅地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成18年ごろに建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が692.28平方メートル有ります。農地法第18条第6項の規定による通知6番に関連しています。

15番は、露天貸駐車場の進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理

由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成7年ごろに造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請者は高齢により耕作が困難となり、将来の安定した収入を確保するため太陽光発電設備を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、平成30年12月3日付けで再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が47平方メートルあります。

18番は、2世帯住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和63年6月に造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が731.74平方メートルあります。農地法第5条第1項の規定による許可の取消願1番に関連しています。

以上、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について14件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

古免主任主事 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書6ページを御覧ください。

1番は、平成30年10月10日付けで、宅地分譲用地として転用許可を受けていましたが、許可地の一部について契約解除による取消願があったものです。農地法第4条許可申請18番に関連しています。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いよう
でありますので、議案第5号については受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第5号については受理することに決
定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議
題といたします。

まず、現地調査の概要を調査委員の高砂委員より報告をお願いします。

高砂委員 現地調査委員の高砂です。

今回の農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案のうち、所有権の1番、3
番、4番、賃借権の1番及び、特別議案4条許可申請4番と一体利用する使用貸借1番は、
香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきましては、4条特別議案に引き続き横井委員及び森口委員から報告をお願い
します。

横井委員 現地調査委員の横井です。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案の所有権について
説明申しあげます。

別紙の5条特別議案書を御覧ください。

1番の申請地は、高松市立多肥小学校南西600メートルに在り、分譲住宅用地として転
用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道
岩崎・高松線に近く交通の利便性が良く、申請地北側で同族会社の開発した分譲住宅団地
に接続するもので、開発区域内道路の通行及び給排水管の接続が可能で事業効率が良く、
南側一帯は分譲住宅、共同住宅により宅地化が進み住環境の良い地域であり、転用理由と
農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係
者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用山林等が1,095.07平
方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立みんなの病院南西600メートルに在り、宅地分譲用地として
転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用
理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関
係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

私の説明はここまでとし、3番からは森口委員が説明します。

森口委員 現地調査委員の森口です。3番からは私が説明します。

2ページをお開きください。

3番の申請地は、高松市立協和中学校北西1.2キロメートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・長尾・大内線及びことでん木太東口駅に近く交通の利便性が良く、同族会社の開発した分譲団地の西側に接続して転用するもので、開発道路の利用が可能で事業効率が良く、農道水路を挟み西側一帯は都市計画用途地域で分譲住宅、共同住宅により宅地化が進んでおり生活環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地の一部は所有者の被相続人により昭和43年ごろに造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1,208.34平方メートルあります。使用貸借に係る農地返還通知6番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4番の申請地は、サンメッセ香川南東700メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道太田上町・志度線に近く交通の利便性が良く、県道沿線には企業や香川大学工学部、サンメッセ香川など教育・商業施設があり住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3ページをお開きください。続きまして上段の賃借権について説明します。

1の1・1の2の申請地は、高松市立円座小学校南西1.3キロメートルに在り、自動車、中古自動車の買取・販売を営む転用者が、事業拡大のため議案番号1の1は事務所兼作業所用地として、1の2は露天駐車場用地として一体利用するため転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は国道32号線に面し交通の利便性が良く本店からも近く事業効率が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が15.77平方メートルあります。なお、1の1は開発許可申請を必要とするものですが、1の2は不要であり許可書発行の都合から枝番をつけるものです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立弦打小学校北東500メートルに在り、峰山トンネルの開通に伴い市内中心部への通勤者及び鶴市・香西地区の商業圏域における自動車での来客増を見込み、郊外型店舗の開設が必要と判断し銀行店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、県道檀紙・鶴市線と市道木太・鬼無線の交差点に面し交通の便も良く利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

次に、下段の使用貸借について説明します。

1番の申請地は、高松市立国分寺南部小学校南600メートルに在り特別議案4条許可申請4番と一体利用し太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、4条同様、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準についても、適切であると考えます。併用原野が38平方メートルあります。特別議案4条許可申請4番と関連し一体利用するもので合計面積が4,213平方メートルです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権4件、賃借権2件、使用貸借1件であります。許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

古免主任主事 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案のうち、まず、所有権移転の案件について御説明申しあげます。

議案書7ページをお開きください。

1番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は教育施設及び医療施設等が整備され、分譲住宅、共同住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であり、また、同族法人が開発した分譲住宅に接続するもので事業効率が良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書8ページをお開きください。

5番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、法人設立をしていない宅地建物取引業者免許を持つ事務所代表者が分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道193号線沿いで交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅、共同住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、私立学校を経営する転用者が生徒の自動車通学の増加による慢性的な駐車場不

足を解消するため露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、学校と隣接して転用するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条6項通知1番・2番に関連しています。

10番は、福祉サービス事業を営む転用者が施設内での車両の駐車場及び回転場が必要となり、敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の施設と隣接して転用するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が3,865.23平方メートル有ります。

議案書9ページをお開きください。

11番は、分譲住宅・排水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に面し交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅で宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存住宅の宅地拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が299.36平方メートルあります。

13番は、医薬品販売を営む法人と法人の代表者個人が会社の福利厚生施設の駐車場が手狭であり、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側は市道に面し自社の福利厚生施設からも近く利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番も、13番と同じ転用者が13番の申請地のみでは駐車場不足が解消できないことから、会社の福利厚生施設の露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側は県道高松・牟礼線に面し福利厚生施設から近く利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用山林が6.61平方メートルあります。

15番は、個人で雑貨店を営んでいる転用者が業務拡大により商品の保管及び梱包を行うための作業所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の店舗・駐車場に隣接し利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和47年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が248平方メートルあります。

16番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に面し県道高松・志度線へのアクセスも良く、周辺は分譲住宅で宅地化の進んだ交通の便及び住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が617.86平方メートルあります。

議案書10ページをお開きください。

18番も、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、転用者が開発した分譲住宅と隣接し、周辺は分譲住宅で宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

19番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が323平方メートルあります。

21番は、介護サービス業を営む転用者が貸サービス付高齢者向け住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側は市道に面し交通の利便性が良く、周辺は医療施設も整備され住宅団地で宅地化が進んでおり、高齢者世帯も多く需要が十分見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が657.72平方メートルあります。議案書11ページをお開きください。

22番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側は市道に面し交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅や共同住宅で宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

23番は、借家住まいで子の成長に伴い住居が手狭となっていることから、祖母所有の農地を譲り受けて非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し農業の手伝いがし易いことと、土地改良事業区域内の縁辺部で集落に接続して設置されるもので第1種農地の不許可の例外に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が51.76平方メートルあります。使用貸借に係る農地返還通知7番に関連しています。

24番は、電気工事業を営む転用者が事業量の増加に伴い資材や車両が増え修理車両の保管及び従業員用の駐車場が手狭となり、新たな露天資材・車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

25番の1は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が46.15平方

メートルあります。

25番の2も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、枝番号で区分しているのは、申請地が幅員4メートル以上の市道で分断されていることと、開発許可が不要であるためです。

26番は、父所有の農地を譲り受け分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側は市道に面し交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅や共同住宅で宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域であり、実家に近く親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第3条許可申請地役権1番に関連しています。

27番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に面し県道檀紙・鶴市線へのアクセスも良く、周辺は商業施設も多く整備され分譲住宅や共同住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が519.46平方メートルあります。

28番も、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、次の29番の申請地内の開発道路を介して県道三木・綾川線へのアクセスも良く、周辺は学校施設及び福祉施設が整備され分譲住宅で宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用用悪水路が13平方メートルあります。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権29番に関連しています。

議案書12ページをお開きください。

29番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道三木・綾川線沿いで交通の利便性が良く、周辺は学校及び福祉施設が整備され分譲住宅で

宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用用悪水路が13平方メートルあります。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権28番に関連しています。

30番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側及び南側が市道に面し県道高松・善通寺線へのアクセスも良く、周辺は商業施設も整備されている住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

31番は、自動車販売・修理業を営む法人の役員が整備中及び来客用の車両置場が手狭になったことから、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の整備工場と市道を挟んで隣接して転用するもので利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来であれば、使用する法人が転用者となるべきところですが、法人の資金面の関係から役員個人が取得し法人へ貸し付けるものです。

32番は、自宅敷地内で自家用車保管場所の確保ができず、少し離れた場所の土地を利用しており利便性が悪いことから、宅地に隣接した新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

33番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に面し幹線道路へのアクセスも良く、周辺は分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

34番は、薬品の製造及び販売を営む転用者が香川での事業拡大に伴い事務所兼倉庫が手狭であることから、新たに事務所兼倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道32号線沿いで交通の利便性が良く利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用山林等が1,667.53平方メートルあります。

35番は、分家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成27年4月に造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が229.36平方メートルあります。

36番は、電気設備工事業を営む転用者が近年業績が伸び既存の事務所が手狭になったことから、新たに事務所・倉庫・露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道中徳・三谷・高松線沿いで交通の利便性が良く利用及び管理がし易いことと、現会社とも近隣であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

37番は、鉄及びステンレスの溶接加工を営む転用者が近年業績が伸びており既存の工場が手狭になってきたことから、新たな鉄工所・事務所・露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道川島本町・三谷町線沿いで交通の利便性が良く利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については平成31年3月に一部建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が357.26平方メートルあります。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

議案書13ページを御覧ください。

1番は、建設工事業を営んでいる転用者が受注した公共工事の施工に際し工事期間中の仮設露天重機・資材置場用地として、令和元年8月21日から2年4月20日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が国道に面し車両の往来も容易で、工事現場からも近く利用がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係

者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番も、1番と同じ転用者が受注した公共工事の施工に際し工事期間中の仮設露天資材・建設残土置場用地として一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が国道に面し車両の往来も容易で、工事現場からも近く利用がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、市内4か所で保育所経営を営む転用者が新たな保育所用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、南側水路への排水ができないことから、東側水路へ接続する宅地の排水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存住宅の排水敷地であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が1,224.48平方メートルあります。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申し上げます。

議案書15ページをお開きください。

1番は、現在居住している居宅の老朽化に伴い母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番も、現在、借家住まいで子の成長に伴い住居が手狭となったことから、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番も、現在、借家住まいですが、結婚を機に父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し農業の手伝いがし易いことと、土地改良事業区域内の縁辺部で集落に接続して設置されるもので第1種農地の不許可の例外に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番も、現在、借家住まいで子の成長に伴い住居が手狭となったことから、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道千疋・高松線に近く交通の利便性が良く、義父母宅にも隣接し将来的にも親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が71.20平方メートルあります。農地法第18条6項通知6番に関連しています。

5番は、借家住まいで子の成長により住居が手狭になっていることと、妻が美容師で新規開業に併せ父所有の農地を借り受けて分家住宅兼店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に面し主要地方道高松・善通寺線へのアクセスも良く、周辺は商業施設等で宅地化の進んだ住環境の良い地域で実家にも近いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成25年10月に造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、母所有の農地を借り受けて分家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に面し主要地方道高松・善通寺線及び33号線バイパスへのアクセスも良く、周辺は商業施設等で宅地化の進んだ住環境の良い地域で実家にも近いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成12年ごろに造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が598.85平方メートルあります。

7番は、現在、妻の実家住まいで子の成長に伴い住居が手狭となったことから、実家近

くの農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に面し交通の利便性が良く実家にも近く親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権33件、賃借権4件、使用貸借7件、計44件について御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

三好主任主事 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書16ページを御覧ください。

1番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する農地所有適格法人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

全部効率利用要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

また、農地所有適格法人の4つの要件、法人形態要件・事業要件・議決権要件及び役員要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻・麦を作付けするものです。

下限面積については、3条許可申請使用貸借1番が同時に提出されており、要件は満たします。

3番は、後継者である子へ一括贈与するもので、取得後はミカンを栽培するものです。

4番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は柿を栽培するものです。

5番も、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡

すもので、取得後は野菜・花木を栽培するものです。

6番・7番は、基盤強化促進法による小作地とその近隣農地を農地所有適格法人が購入するもので、取得後は引き続き野菜を栽培するものです。

議案書17ページを御覧ください。

8番・9番は、譲渡人が労力不足であることから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜・花木を栽培するものです。

10番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

11番も、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はオリーブを栽培するものです。

12番も、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

13番・14番は、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻・野菜を作付けするものです。

15番は、令和元年7月1日付けで競売買受適格証明書の交付を受け競売農地を落札したもので、取得後はニンニクを栽培するものです。

議案書18ページをお開きください。

16番は、後継者である子へ部分贈与するもので、取得後は水稻・麦・野菜を作付けするものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申し上げます。

議案書19ページを御覧ください。

1番は、経営規模の拡大を希望する借人が3年間借り受けて水稻・麦を作付けするものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権2番に関連しています

2番は、経営移譲年金受給のため後継者へ10年間の使用貸借による権利の再設定を行うもので、引き続き花木を栽培するものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、地役権設定について御説明申し上げます。

議案書20ページをお開きください。

1番は、隣接農地を分家住宅用地に転用することに伴い申請地に排水管を埋設する必要から、地役権を設定するものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権26番に関連しています。

以上、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転16件、使用貸借2件、地役権1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については

許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中野副主幹 議案第9号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書21ページを御覧ください。

1番は、平成5年ごろから、2番は、昭和28年ごろから、3番は、平成元年ごろから農業用水路として利用しているもので、いずれも非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

4番は、平成10年ごろから、5番は、平成元年ごろから、6番・7番は、平成5年ごろから耕作放棄されたもので、いずれも非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第9号 非農地証明願について7件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 農地改良に係る届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中野副主幹 議案第10号 農地改良に係る届出について御説明申しあげます。

議案書22ページをお開きください。

1番は、改良対象の農地面積が1,000平方メートル以上で、工事施工期間が6か月以内であることから、農地改良に係る事務処理要領に該当するもので、計画内容として、直営工事により耕作不便な不整形の7枚の農地を作業効率の良い4枚の農地に造成し水稻を栽培するものです。また、既存水路の用途廃止による付替えを施設管理者の同意を得て行うものです。

以上、議案第10号 農地改良に係る届出について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いよう

でありますので、議案第10号 農地改良に係る届出については受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第10号は届出のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山主査 議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申しあげます。議案書23ページをお開きください。

1番について、現地調査した結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

なお、申告期限の関係から、会長専決により8月2日付けで証明書を交付しています。

以上、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については専決処分を承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については承認することに決定いたしました。

続きまして、報告案件に移ります。

農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について事務局の報告を求めます。

多田農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。資料1を御覧ください。

令和元年7月10日から8月6日分までであります。

まず、許可件数ですが、6月以前の議決分といたしまして4条が1件、5条が8件、7月議決分といたしまして4条が33件、5条が51件、合計で4条が34件、5条が59件です。

許可保留件数につきましては、6月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が18件、7月議決分といたしまして4条が2件、5条が11件、合計で4条が2件、5条が29件です。

取下につきましては、ありませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

2ページを御覧ください。

7月議決分の4条関係で、2番・13番が開発許可未了により許可保留となっております。

4 ページを御覧ください。

3 月議決分の 5 条関係で 34 番が開発許可及び直近事業造成工事未了により、4 月議決分の 31 番・36 番及び 39 番が開発許可未了により許可保留となっております。また、5 月議決分の 23 番・28 番が開発許可未了により許可保留となっております。

下段の 6 月議決分の 5 条関係で、11 番が開発許可未了により許可保留となっております。次ページの 12 番が直近事業造成工事未了により、また、13 番・14 番・17 番が開発許可未了により、19 番が開発許可・直近事業造成工事未了により、21 番から使用貸借の 1 番までが開発許可未了により許可保留となっております。最後の 7 番は、用途廃止協議未了で保留となっておりますが、先日、7 日に協議が整い許可となりました。

6 ページを御覧ください。

5 条関係で、7 月議決分の 3 番・5 番・10 番・11 番・18 番・20 番が開発許可未了により許可保留となっております。番号を戻っていただいて、中ほどの 9 番が開発許可及び直近事業造成工事未了により許可保留となっております。

7 ページを御覧ください。

25 番が開発許可未了により、29 番が開発許可及び直近事業造成工事未了により許可保留となっております。

8 ページを御覧ください。

中ほどの 10 番が道路工事承認未了により、その下の使用貸借の 2 番が開発許可未了により許可保留となっております。

以上で今月の許可状況についての報告を終わります。

議 長 ただ今の報告及び説明に対して御質問等は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、次に、「かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動」要領について報告及び事務局の報告及び説明を求めます。

西谷農政課長補佐 「かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動」要領について報告及び御説明申しあげます。

資料 2 を御覧ください。

本要領は 6 月 26 日の県農業会議の第 4 回通常総会で決定されたものです。

まず、1 の趣旨ですが、ここでは改正農業委員会法の施行より 3 年が経過し新体制へ移行の第 1 ステージから推進強化に全力を傾注する第 2 ステージを迎えており、これまでの運動による取組を一層集中化することが重要である旨が記されています。

2 ページを御覧ください。

2 の重点活動事項ですが、(1) の今後の農地利用に係る意向調査の実施と (2) の集落座談会等による話し合い活動の積極的な展開となっております。

次に、3 の重点活動事項の取り組みの考え方ですが、(1) の今後の農地利用に係る意向調査の実施は、担い手の規模拡大、経営発展への支援と農地の有効利用を目指すため今後の農地利用の意向の総点検をするものです。(2) の集落座談会等による話し合い活動

の積極的な展開は、将来の農地の利用のあり方を定め農地の有効利用を目指すため地区内農地所有者等の合意を形成しその実現に向けて取り組むためのものです。

3ページを御覧ください。

4の活動の主体は、農業委員会を活動の実施主体に、活動にあたっては関係機関・団体との連携強化を図るものとなっています。

5の運動の期間は、令和3年度までの3か年とされています。

6は、活動のマニュアルとなっています。

まず、(1)の今後の農地利用に係る意向調査の実施についてですが、①の調査対象は、原則として市内の全地区の耕作者への全戸調査とし農地一筆調査となります。②の調査方法は、精度の高い調査結果が得られるよう、例えば二人三脚による戸別訪問の聞き取りによるものとされています。注意書きとして、アでは、調査にあたっては「人・農地プラン」の実質化等の緊急を要する地区がある場合は優先的に行うこと。イでは、調査個別票の準備に日数を要することに対し調査の仕方を工夫して取り組む例があげられています。ウでは、調査の際、県農地機構のチラシを配布し農地中間管理事業を周知するとされています。

4ページを御覧ください。

③の調査様式ですが、様式は8ページ以降にありますので御覧ください。

8ページの農地利用の意向に関するアンケートの内容ですが、1の質問は経営者以外で日常農地を耕作されている方がどのぐらいの年齢なのかということです。続柄の下に該当する番号を記入するようになっています。その他の所は法人の従業員を想定しています。

2は後継者がいるかどうかの質問です。有りの場合の移譲の見込みの欄は何年後かを記入し、移譲時の後継者の年齢は該当する番号を記入するようになります。

3は今後の農地利用をどのように考えているかという質問で、拡大、現状維持、縮小のいずれか該当する欄に記入します。縮小の場合は縮小予定時期を農地の筆毎に別紙で確認とありますが、別紙は10ページにありますので御覧ください。

この様式は耕作者の一筆調査表になっていまして、地番、地目、面積等は事務局でシステムから引用してあらかじめ印刷しておき、各筆について耕作予定年数や耕地の形状について記入していただくようになっています。

それでは8ページにお戻りください。

3の質問で現状維持か縮小の場合は4の質問に進みます。5の質問は該当を丸で囲み、一番下の「アンケート調査結果について」の欄は個人情報の取扱いについて同意が得られましたら右端にある四角の中に丸かチェックをしていただくようになっています。

右側9ページの6は市町農業委員会の自由設問項目で、7は耕作者からの御意見等を記入していただく欄となっています。

本文に戻って4ページを御覧ください。

④の調査時期ですが遅くとも令和元年10月以降からとなっています。⑤の調査後の活動方法ですが、ア)では調査票の回収の都度農地の貸付・譲渡の意向の所有者と借受希望

担い手等の結付けを行う。イ)では貸付・譲渡意向の農地を地図上で色分けし集落座談会等での話し合い資料とするとされています。⑥のその他、取り組みに必要な事項では意向調査活動を円滑に行うための事前周知について記載されています。

5 ページを御覧ください。

(2)の集落座談会等による話し合い活動の積極的な展開ですが、集落等での話し合いによる「人・農地プラン」の実質化が農地の集積・集約化促進の大きな柱になっており活動の基幹組織として地区推進チームが設置されます。

農業委員会は、チームの中でここにありますが①から③までにより協力・支援するものとなっていて、①は地区推進チームによる検討会への参画、②は地区推進チームでの役割の周知、③は集落座談会等での話し合い活動に出席しその結果を踏まえて次の活動に取り組むものとしています。

6 ページの 7 の農地利用最適化推進活動への支援・指導については県農業会議の項目ですので説明は省略させていただきます。

なお、本要領を受けての本市農業委員会としての今後の具体的な対応につきましては役員会において御審議いただき御決定を賜りたいと存じます。

「かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動」要領についての報告及び御説明は以上です。

議 長 ただ今の報告及び説明に対して御質問、御意見は有りませんか。

花澤委員 議長――17番。

議 長 17番――花澤委員。

花澤委員 農地を2023年度までに担い手に集積させる大きな目的があると聞いていますが、それに関連して実施するということですか。

川西事務局長 議長。

議 長 川西事務局長。

川西事務局長 令和5年度を目途とした担い手への農地集積ですが、全国の平成30年度集積率は56.2%であります。

農地中間管理事業の推進に関する法律を見直しでは、6 ページの第26条第3項が新設されました。農業委員会は農業者の意向を精査して、それを担い手への農地集積に結び付けるという位置付けが書かれています。国はそれを受けて、第26条第2項には「人・農地プランの実質化という言葉は示されていませんが、平成24年度から始まった人・農地プランでは、同プランに位置付けられた国の補助事業を受けられるだけのために活動してきた経緯があり、それでは集積に結び付いていかないため実質化された人・農地プランを作成するには、市農林水産課の職員だけでは無理であり、農業委員会も協力し合わなければならない。農業委員会は、農家の意向活動、集落での話し合い活動の二つを重点的に取り組むという全国的な展開の中でのかがわの農地利用最適化推進一斉強化運動ということなのですが、香川県の市町それぞれ違いますが、高松市は原則論では難しいので、高松市独自

の今後の進め方を役員会で十分検討していただき、3年間かけて取り組んでいく考え方で
す。

花澤委員 議長——17番。

議 長 17番——花澤委員。

花澤委員 取り組んでいく段階で、農業委員、推進委員の選出された背景として、われわれの地区では水田部会に協力を要請して選出されたという経緯があるので、水田部会長にお願いして進めて行くという方法もある。

川西事務局長 議長。

議 長 川西事務局長。

川西事務局長 原則論の取組が書かれていますが、最終的に回収できればいいです。人・農地プランの実施主体は今後も水田部会であると農林水産課で確認しております。地区水田部会を活用するというのの一つの選択肢として可能であります。

花澤委員 議長——17番。

議 長 17番——花澤委員。

花澤委員 現実として農業委員、推進委員だけでは無理です。

川西事務局長 議長。

議 長 川西事務局長。

川西事務局長 今後の役員会の審議に反映したいと思います。

議 長 その他御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、以上で本日の議事は全て終了いたしました。

これで令和元年度第5回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時58分 閉会

会 長

議事録署名委員

委 員

委 員